

個人県民税（県税） 個人市町村民税（市町村税）

県内に住所がある個人にかかります。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて「個人の住民税」と呼んでいます。

住民税は市町村で賦課徴収されたあと、県民税分は各市町村から県に払い込まれます。

◆納める人

- 毎年1月1日現在で
- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
 - 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、
その所在する市町村内に住所のない人……………均等割のみ

◆非課税

◎均等割と所得割が非課税

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の人

◎均等割のみ非課税

- 前年の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人

※均等割の非課税限度額 35万円以内で市町村の条例で定める額×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋1）＋21万円以内で市町村の条例で定める額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）

◎所得割のみ非課税

- 前年の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下の人

※所得割の非課税限度額 35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋1）
＋32万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）

◆納める額

区 分	均等割（年額）	所得割の課税標準	所得割の税率
県 民 税	1,500円	前年の課税所得金額	4 %
市 町 村 民 税	3,500円	同 上	6 %

※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により、平成26年度から平成35年度の10年間に限り、個人住民税の均等割額は、県民税・市町村民税それぞれ500円が加算されています。

◎所得割額の計算方法

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費（サラリーマンの場合は給与所得控除額）}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - (\boxed{\text{調整控除額}} + \boxed{\text{税額控除額}}) = \boxed{\text{所得割額}}$$

（注）土地建物などの譲渡所得、退職所得は別の方法で計算されます。

◆給与所得控除

控除額の計算については次のとおりです。

給 与 等 の 収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下の場合	収入金額×40%（65万円に満たない場合には65万円）
180万円を超え、360万円以下の場合	72万円+（収入金額－180万円）×30%
360万円を超え、660万円以下の場合	126万円+（収入金額－360万円）×20%
660万円を超え、1,000万円以下の場合	186万円+（収入金額－660万円）×10%
1,000万円を超え、1,500万円以下の場合	220万円+（収入金額－1,000万円）×5%
1,500万円を超える場合	245万円

◆事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専ら事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

- ◎青色申告……専従者に支払われた適正な給与額
- ◎白色申告……専従者1人について次のいずれか少ない金額
 - 50万円（配偶者の場合は86万円）
 - 事業専従者控除前の所得金額÷（専従者数＋1）

◆所得控除（次のページ参照）

◆調整控除

所得税から個人の住民税への税源移譲に伴い、所得税と個人住民税との控除額の差から生じる負担の増を調整するため、個人の住民税に調整控除が設けられています。

- ◎課税所得金額が200万円以下の場合
次のいずれか少ない額の5%を控除

- 1 人的控除額の差の合計額
- 2 課税所得金額

- ◎課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}の5%を控除

※金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

◆税額控除

税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除があります。

〈参考〉

給与所得控除後の給与所得の計算については次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円から 1,618,999円まで	収入金額－650,000円
1,619,000円 “ 1,619,999円 “	969,000円
1,620,000円 “ 1,621,999円 “	970,000円
1,622,000円 “ 1,623,999円 “	972,000円
1,624,000円 “ 1,627,999円 “	974,000円
1,628,000円 “ 1,799,999円 “	(収入金額÷4)*×2.4
1,800,000円 “ 3,599,999円 “	(収入金額÷4)*×2.8－180,000円
3,600,000円 “ 6,599,999円 “	(収入金額÷4)*×3.2－540,000円
6,600,000円 “ 9,999,999円 “	収入金額×0.9－1,200,000円
10,000,000円 “ 14,999,999円 “	収入金額×0.95－1,700,000円
15,000,000円から	収入金額－2,450,000円

※(収入金額÷4)は、1,000円未満切り捨て

◆所得控除

項 目	控 除 額																																																							
雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等× 1/10） ② 災害関連支出額－ 5 万円																																																							
医 療 費 控 除	$\left(\text{医療費} - \text{保険等により補てんされた額} \right) - \left(\text{総所得金額等} \times \frac{5}{100} \text{ 又は } 10\text{万円のいずれか低い額} \right)$ 限度額200万円																																																							
社会保険料控除	支払った金額																																																							
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																																																							
生命保険料控除	次のページ参照																																																							
地震保険料控除	①地震保険（限度額25,000円） 50,000円以下 支払保険料× 1/2 50,000円超 25,000円 ②長期損害保険（10年以上、平成18年12月31日までに契約締結したもの） （限度額10,000円） 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下 支払保険料× 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 ①と②に係るものがある場合は、それぞれ計算して合算した金額（最高限度額25,000円）																																																							
障 害 者 控 除	26万円（特別障がい者は30万円、配偶者や扶養親族が同居特別障がい者の場合は53万円）																																																							
寡婦(寡夫)控除	26万円（合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦は30万円）																																																							
勤 労 学 生 控 除	26万円																																																							
配 偶 者 控 除	33万円（70歳以上の配偶者は38万円）																																																							
配偶者特別控除	<table><tr><th colspan="5">控除対象配偶者以外の配偶者</th></tr><tr><th colspan="4">合 計 所 得 金 額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>38万円</td><td>超</td><td>45万円</td><td>未満</td><td>33万円</td></tr><tr><td>45万円</td><td>以上</td><td>50万円</td><td>〃</td><td>31万円</td></tr><tr><td>50万円</td><td>〃</td><td>55万円</td><td>〃</td><td>26万円</td></tr><tr><td>55万円</td><td>〃</td><td>60万円</td><td>〃</td><td>21万円</td></tr><tr><td>60万円</td><td>〃</td><td>65万円</td><td>〃</td><td>16万円</td></tr><tr><td>65万円</td><td>〃</td><td>70万円</td><td>〃</td><td>11万円</td></tr><tr><td>70万円</td><td>〃</td><td>75万円</td><td>〃</td><td>6万円</td></tr><tr><td>75万円</td><td>〃</td><td>76万円</td><td>〃</td><td>3万円</td></tr><tr><td>76万円</td><td>〃</td><td></td><td></td><td>0</td></tr></table>	控除対象配偶者以外の配偶者					合 計 所 得 金 額				控 除 額	38万円	超	45万円	未満	33万円	45万円	以上	50万円	〃	31万円	50万円	〃	55万円	〃	26万円	55万円	〃	60万円	〃	21万円	60万円	〃	65万円	〃	16万円	65万円	〃	70万円	〃	11万円	70万円	〃	75万円	〃	6万円	75万円	〃	76万円	〃	3万円	76万円	〃			0
控除対象配偶者以外の配偶者																																																								
合 計 所 得 金 額				控 除 額																																																				
38万円	超	45万円	未満	33万円																																																				
45万円	以上	50万円	〃	31万円																																																				
50万円	〃	55万円	〃	26万円																																																				
55万円	〃	60万円	〃	21万円																																																				
60万円	〃	65万円	〃	16万円																																																				
65万円	〃	70万円	〃	11万円																																																				
70万円	〃	75万円	〃	6万円																																																				
75万円	〃	76万円	〃	3万円																																																				
76万円	〃			0																																																				
扶 養 控 除	扶養親族（16歳以上）一人につき33万円 （19歳～22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円） 同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円																																																							
基 礎 控 除	33万円																																																							

(注) 平成26年度の住民税は、平成25年中の所得にかかります。

◆生命保険料控除

次の①から③までの合計額（適用限度額70,000円）

① 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に係る控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除（適用限度額はそれぞれ28,000円）

前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

② 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除額

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（適用限度額はそれぞれ35,000円）

前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

③ 一般生命保険料又は個人年金保険料に新契約と旧契約の両方がある場合の控除額

①と②の合計額（適用限度額28,000円）と②で計算した額のいずれか大きい額

◆申告と納税

賦課、徴収事務は県民税と市町村民税をあわせて市町村で行います。

◎申 告

- 前年中の所得について住所地の市町村に3月15日までに申告します。
- 所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はありませんが、この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記入してください。
- 給与所得のみの人も申告する必要はありませんが、医療費控除や雑損控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告してください。

◎納 税

- 給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。（特別徴収）
- 65歳以上の公的年金受給者については、年金の支払者が公的年金から差し引いて納めます。（特別徴収）
- 上記以外の方については、市町村から送られてくる納税通知書によって6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めます。（普通徴収）

(給与所得の場合)

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年から平成29年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、次の額を翌年度の住民税から控除することが出来ます。

（控除額）

次のいずれか小さい額

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額（上限136,500円）

（平成26年3月31日までの入居者については、所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（上限97,500円））

※詳しくは、お住まいの市町村の税務窓口へお問い合わせください。

◆寄附金税額控除

●制度の概要

地方自治体等に対して2千円を超える寄附金を支払った場合、2千円を超える部分について、個人住民税から税額控除が受けられます。

① 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを生かすため、税額控除の対象としています。

② 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

控除額の計算は以下のとおりです。

○基本控除額

（寄附金（※1）－2千円）×10%（※2）

（※1）総所得金額等の30%が限度です。

（※2）「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出されます。

・都道府県が指定した寄附金は4%

・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%になります。）

○特例控除額（ふるさと寄附金のみに適用され、個人住民税所得割額の1割が限度です。）

（寄附金－2千円）×（90%－0～40%（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021（※3））

（※3）平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率になります。

なお、寄附をした翌年度の住民税から控除されます。

●手続き等

寄附金税額控除を受けるためには、寄附を行った方が都道府県・市区町村が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。なお、所得税の確定申告を行う方は、住民税の申告は不要です。所得税の申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。